

審 査 基 準

令和2年1月10日作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第12条第1項
処 分 の 概 要：行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第11条第2項（行商従業者証）、第12条（標識） 古物営業法施行規則第10条（行商従業者証の様式）、第11条（標識の様式）
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課
問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課(092)641-4141 内 3187
備 考：